

ENJOY SUMMER

6月になりましたね。最近、子どもたちからアメリカの夏休みについて、よく質問を受けるのですが、この時期に学校があっているのを見ると、未だに奇妙な感じがします。

アメリカの学生達は、5月下旬には学校から解放され、他の事はすべて忘れて、夏休みを楽しみます。どう楽しむかは人によりますが、私にとっては、夏休みは野球をする最高の時間でした。兄と一緒に長年野球をしてきて、天気の良い日には、キャッチボールや、試合を見に行っていて楽しんでいました。メジャーリーガーにはならなかったですが、良い線いっていたと思っていますよ。

もう一つは水泳です。日本では多くの学校にプールがあるようですが、アメリカでは「コミュニティ・センター」の多くにプールがあり、多くの人々が楽しめます。

また、ネブラスカ州では人口湖が多くあります。そのすぐそばに家を持っている人々は、その湖で遊ぶことも出来ます。写真はそんな湖の一つで、私が初めてジェット・スキーに乗った時の写真です。それはちょうど、2年前に大津町から姉妹都市ヘイスティングズ市へのホームステイプログラムが来た時でもありました。ヘイスティングズ市へのホームステイプログラムは今年もあるので楽しみです。



湖でのジェット・スキー

最後に。以前、話をしていたクワイアがいよいよ動き出しますので、来月号もお楽しみに！

● 狂犬病予防注射

お忘れなく！

生後91日以上の犬は全て、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を受けるように法律で義務づけられています。

4月に第1回目の集合注射を行いました。まだ予防注射が済んでいない犬を対象に、第2回目の集合注射を次のとおり実施します。

● 日時 6月18日(日)
午前9時〜午前10時30分

● 場所 役場南側オークス広場駐車場

● 料金 1匹につき
○注射料 2,570円
○注射済票代 500円
○新規登録料 3,000円

役場から送付されたはがきを必ずお持ちください(紛失された場合は当日再交付もできません)。混合ワクチンを接種すると、3週間は狂犬病注射が受けられませんので注意してください。体調の悪い犬、治療中の犬は注射前に相談してください。注射会場での飼い犬同士によるトラブル防止のため、飼い犬を放した

わたしたち

大津町地域おこし協力隊



町で活躍する大津町地域おこし協力隊の活動をレポート形式でご紹介します。今月は齋藤剛司さん。

皆さん、こんにちは！ あじさいの花が少しずつ色づき始め、梅雨の気配を感じる時期となりましたね。さて、前の話ですが3月に駅南側で初市が2日間開かれ、協力隊も焼き芋を販売し、来場する皆さんに振舞いました。その時に気付いたのが、南側でバスを待つ人の多さでした。現在、JR豊肥線下りは地震による影響のため肥後大津駅が終点です。阿蘇や大分方面に向かう人はJRの代替バスや「やまびこ号」「九州横断バス」で移動しています。また、高森町や南阿蘇村が通学用として運行しているバスなども停車し、上り下り合わせて1日あたり50本以上のバスが駅を発着しています(空港ライナーは除きます)。「これらのバスを待っている観光、通勤、通学、出張といったさまざまな目的を持っている人たちが時間毎にどの位いるのか？」を把握する事で駅前の活性化に向けた一つの資料となるのではないかと考え、去る5月5~11日の1週間にわたり、駅南側の滞留人口の調査を協力隊で行いました。バスや電車の乗り継ぎ時間に応じて、町歩き散策マップ、おみやげ、食事処のニーズを探りました。現在集計中ですが、さまざまな国の人が大津を訪れていることを知り驚きました。まとまり次第報告書を出したいと思っています。



調査へのご協力ありがとうございました

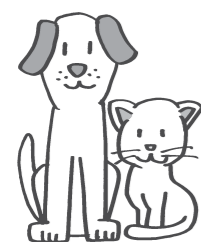
協力隊としての任務と共に、町民として町の発展に役立つように頑張っています。

● 保健所からお知らせ

保健所の今後の飼い犬・猫の引き取りについては次のとおりの方針が変更されました。

1 飼い犬・猫の引き取りについて

- ① 狂犬病予防法および動物愛護管理法に規定の「やむをえない事情」に該当する場合を除き、引き取りません。
- ② 終生飼養もしくは飼い主が新たな飼い主を探すのが原則です。



殺処分をなくすため、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

2 飼い主不明猫の取扱いについて

- ③ 飼育相談などについては保健所で随時受け付けています。
- 受付先 菊池保健所 ☎0968(25)4135
- ① 駆除を目的とした「捕獲」は動物愛護法の虐待に該当する可能性があるため行いません。飼い猫だった場合はトラブルの原因です。安易な捕獲は行わないよう注意してください。
- ② 飼育放棄された自活できない子猫については、「やむをえない負傷猫」として引き取ります。
- ④ 餌を与えている人がいる猫は「飼い猫」とみなし、引き取りません。なお、首輪をつけているなど明らかに飼い主がいると思われる「拾得」された猫は「所有者不明猫」として引き取ります。